

「評価・管理シート」における外部評価意見一覧表(障害者計画)

通番	提案者		基本施策			取組項目	現行	更新・追記	新規	外部評価	提出意見(編集済み)	対応	改正案
	会議名	番号	名称	方向性	方 施 策 性 の								
1	専門分科会	1	保健・医療	(2)	精神保健に対する施策	③	・ 県立尼崎総合医療センターにおいて、身体合併症を持つ精神疾患患者の対応が図られたことは評価できるが、精神科救急医療についても同センターで対応できるよう、引き続き、県へ要望していく必要がある。		●	精神科初期救急は交通アクセスの良いところに設置すべきであるが、平成30年度から阪神間に設置された精神科初期救急当番病院は、遠く不便で利用しづらい。	●	意見を反映する	・ 県立尼崎総合医療センターにおいて、身体合併症を持つ精神疾患患者の対応が図られたことや、 <b>阪神間に精神科初期救急の当番病院が設置されたことは評価できる。今後は、同センターでの精神科救急医療の対応や、交通の利便性に配慮した精神科初期救急の整備が図られるよう、引き続き、県へ要望していく必要がある。</b>
2	自立支援協議会	1	保健・医療	(4)	障害の原因となる疾病の予防・支援等	①	・ 自閉症スペクトラムを含め発達にサポートが必要な児童に対しては、早期発見、早期療育を実施することが必要であるが、情報不足により支援に至らないケースが多く、また、親の理解やサポートの仕方の知識不足により、虐待に繋がるケースや児童の権利を奪う事例も存在する。こうしたケースを未然に防ぐためにも、他市での取組を参考にして、5歳児健診の実施や支援者に対する障害についての正しい知識の普及に取り組む等、今後の対応が必要である。		●	「尼崎市子どもの育ち支援センター」において、4、5歳児に対する支援が行われることとされているが、他の療育支援施策とも連携を図り、効率的に実施していく必要がある。	●	意見を反映する	・ 自閉症スペクトラムを含め発達にサポートが必要な児童に対しては、早期発見、早期療育を実施することが必要であるが、情報不足により支援に至らないケースが多く、また、親の理解やサポートの仕方の知識不足により、虐待に繋がるケースや児童の権利を奪う事例も存在する。こうしたケースを未然に防ぐためにも、 <b>新たに開設される「尼崎市子どもの育ち支援センター」と保健や障害福祉等の関係機関が十分連携を図り、4・5歳児への発達相談の実施や保護者・支援者に対する障害についての正しい知識の普及等に取り組んでいく必要がある。</b>
3	自立支援協議会	1	保健・医療	(4)	障害の原因となる疾病の予防・支援等	①	・ 各学校園において、支援を必要とする児童生徒が増加しているため、特別支援教育コーディネーターが中心となって、特別支援学級担任、通級指導教員、教育支援員、生活介助員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど様々な立場の関係者が連携した校内体制を構築し、生徒や保護者へ周知を図るとともに、各校園の状況についても検証していく必要がある。		●	発達に課題を抱える子どもやその保護者を必要な支援につないでいくため、今秋開所する「子どもの育ち支援センター」と、これまで健康増進課を中心に開催していた主に就学前を対象とした連絡会等とが、今後どのように連携や協力、集約されていくのか。切れ目のない支援に向けて、十分に検討していく必要がある。	●	意見を反映する	・ 各学校園において、支援を必要とする児童生徒が増加しているため、特別支援教育コーディネーターが中心となって、特別支援学級担任、通級指導教員、教育支援員、生活介助員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど様々な立場の関係者が連携した校内体制を構築し、生徒や保護者へ周知を図るとともに、各校園の状況や <b>支援のあり方</b> についても検証していく必要がある。
4	手話言語条例施策推進協議会	3	療育・教育	(2)	インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育	①	・ 各学校園において、支援を必要とする児童生徒が増加しているため、特別支援教育コーディネーターが中心となって、特別支援学級担任、通級指導教員、教育支援員、生活介助員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど様々な立場の関係者が連携した校内体制を構築し、生徒や保護者へ周知を図るとともに、各校園の状況についても検証していく必要がある。		●	教育現場では、発達障害の子ども達も通う学校でも増えている。今は障害を併せもった子どもたちに対応したプログラムをさらに充実させていく必要がある。	●	意見を反映する	・ 各学校園において、支援を必要とする児童生徒が増加しているため、特別支援教育コーディネーターが中心となって、特別支援学級担任、通級指導教員、教育支援員、生活介助員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど様々な立場の関係者が連携した校内体制を構築し、生徒や保護者へ周知を図るとともに、各校園の状況や <b>支援のあり方</b> についても検証していく必要がある。
5	手話言語条例施策推進協議会	3	療育・教育	(2)	インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育	④	・ 教職員の研修機会において、合理的配慮の考え方や障害当事者の体験の講話等を取り入れることも効果的である。また、特別支援教育が成人期にもたらす効果等について、保育、教育、福祉分野の関係者や障害当事者を交えて協議することにより、どのような支援が必要かより明確になると考えるため、検討会や研修の開催について検討していく必要がある。		●	今まで1年間に3回の市職員に対する研修や手話講座を実施してきているが、まだ、足りない。教育委員会では先生に対して手話の研修を実施したい。	●	意見を反映する	・ 教職員の研修機会において、合理的配慮の考え方や障害当事者の体験の講話、 <b>手話の講座</b> 等を取り入れることも効果的である。また、特別支援教育が成人期にもたらす効果等について、保育、教育、福祉分野の関係者や障害当事者を交えて協議することにより、どのような支援が必要かより明確になると考えるため、検討会や研修の開催について検討していく必要がある。

通番	提案者		基本施策				外部評価					
	会議名	番号	名称	方向性	方 施 向 策 性 の	取組項目	現行	更新・追記	新規	提出意見(編集済み)	対応	改正案
6	自立支援協議会	4	雇用・就労	(1)	雇用機会	①	—		●	国の障害者雇用の水増し問題については、その後の対応でも批判を浴びていた、採用試験においては、条件の撤廃し、障害種別を問わず同じ試験過程を経ることができる機会の創出が必要である。	すでに盛り込み済み	・他都市では、障害者手帳を持たない難病や発達障害のある人の市役所での雇用を行っている。今後は、障害者雇用について、行政が民間企業等に支援や理解の推進を実施しなければならないため、先進市の取組等も参考にし、現在雇用できていない障害種別について、採用を検討していく必要がある。
7	自立支援協議会	4	雇用・就労	(1)	雇用機会	①	・他都市では、障害者手帳を持たない難病や発達障害のある人の市役所での雇用を行っている。今後は、障害者雇用について、行政が民間企業等に支援や理解の推進を実施しなければならないため、先進市の取組等も参考にし、現在雇用できていない障害種別について、採用を検討していく必要がある。		●	・障害者の就労支援については、就労継続という視点も大事である。尼崎市役所においても長期に渡って休職している方がいると聞いているが、十分なケアや指導ができていないことが要因だと考える。そのため、市役所における障害者雇用に関しては、政策的なことを行ってだけでなく、雇用されている人がその人らしく輝ける職場づくりにも取り組んでほしい。	意見を反映する	・また、障害者雇用された職員が働きやすい職場づくりに取り組むことで、休職等に陥ることがないようにケアしていくことも大切である。
8	自立支援協議会	4	雇用・就労	(2)	多様な就労	①	・就労継続支援(A・B型)は、事業所数が増加しており、一定整備がされているが、各事業所におけるサービス提供の実態は様々である。特に、就労継続支援A型については、国の補助金を目的とした運営により、利用者へ適切な支援を行っていない事例が全国的にも問題となっているため、すべての事業所について運営実態の把握や情報の共有に取り組む、適切な指導等を行っていく必要がある。また、利用者に対しても、相談支援等により制度の説明や事業所の情報共有等に努め、適切な支援につなげていく必要がある。		●	就労継続支援A型については、現状、経営改善計画の提出など運営に係る指導を実施しているが、新規指定の段階からも指導していく必要がある。	意見を反映する	・就労継続支援(A・B型)は、事業所数が増加しており、一定整備がされているが、各事業所におけるサービス提供の実態は様々である。特に、就労継続支援A型については、国の補助金を目的とした運営により、利用者へ適切な支援を行っていない事例が全国的にも問題となっているため、 <b>新規の事業所指定を行う際にも十分注意を促すとともに</b> 、すべての事業所について運営実態の把握や情報の共有に取り組む、適切な指導等を行っていく必要がある。また、利用者に対しても、相談支援等により制度の説明や事業所の情報共有等に努め、適切な支援につなげていく必要がある。

通番	提案者		基本施策				外部評価					
	会議名	番号	名称	方向性	方 施 向 策 性 の	取組項目	現行	更新・追記	新規	提出意見(編集済み)	対応	改正案
9	専門分科会	5	生活環境、移動・交通	(1)	生活環境	①			●	日中サービス支援型共同生活援助については、入所施設と同様の扱いにならないよう、注意する必要がある。	意見を反映する	
10	自立支援協議会	5	生活環境、移動・交通	(1)	生活環境	①	<p>・住み慣れた地域で生活できる環境づくりに向けて、グループホームを始めとした多様な住む場の確保が求められている。しかし、グループホームの整備は、ニーズの高さと比較して進んでいない。今後は、グループホームが増設されるよう、消防設備の整備や夜間支援員の確保、重度障害者支援における報酬単価の向上等の課題解決に向け、公的支援制度の創出等について検討していくとともに、他市の取組の検証や国への働きかけが重要である。また、公営住宅や空き家の活用も有効であるため、市の関係課で連携を図り、実現に向けて検証していく必要がある。</p>		●	日中サービス支援型共同生活援助については、開設する法人等の動向も踏まえながら、重度かつ高齢の障害者が安心した生活が送れるのか検証していくとともに、その支援等が困難な場合は、市独自の施策を加えることも検討する必要がある。	意見を反映する	<p>・住み慣れた地域で生活できる環境づくりに向けて、グループホームを始めとした多様な住む場の確保が求められている。しかし、グループホームの整備は、ニーズの高さと比較して進んでいない。今後は、グループホームが増設されるよう、「グループホーム等新規開設サポート事業」の一層の推進を図るとともに、「日中サービス支援型グループホーム」の整備や適正な運営方法の検討等に取り組んでいく必要がある。また、消防設備(スプリンクラー)の整備や夜間支援員の確保、重度障害者支援に係る報酬単価の向上等の課題解決や公営住宅等を活用したグループホームの整備に向けては、他市の取組の検証や国への働きかけも行いながら、市の関係課で連携を図り、実現に向けて検討していく必要がある。</p>
11	自立支援協議会	5	生活環境、移動・交通	(1)	生活環境	①			●	グループホームは障害者が地域で暮らす一つの筋道となるため、「グループホーム等新規開設サポート事業」が新設されたことは有り難く、また、励ましになると思う。この事業はぜひ進めていってほしいし、成果が上がると確信している。	意見を反映する	
12	専門分科会	5	生活環境、移動・交通	(1)	生活環境	①			●	市営住宅を活用したグループホームの整備に向けては、市営住宅に係る本市条例の改正を検討する必要がある。	意見を反映する	
13	専門分科会	5	生活環境、移動・交通	(1)	生活環境	①			●	市営住宅を活用したグループホームの整備に向けては、国や県に対し、補助金の創設等について働きかける必要がある。	意見を反映する	
14	専門分科会	7	安全・安心	(1)	防災対策	①			●	避難行動要支援者名簿については、100%に近いかたちで完成させなければいけないと考えており、先進市の成功事例(逆手上げ方式など)を参考とするべきである。また、当該名簿の活用に向けては、名簿を受け取った地域にインセンティブを与えるなど、もう少し強い表現にしてほしい。	意見を反映する	
15	自立支援協議会	7	安全・安心	(1)	防災対策	①		●	関西大学の学生の卒論で、民生委員の多くが避難行動要支援者と話をしていないという報告を聞いたことがある。災害時の支援等に当たっては、民生委員による把握が大きなポイントになると考えるため、それに関する評価を計画に載せたらどうか。	意見を参考とする		

通番	提案者	基本施策					外部評価					
	会議名	番号	名称	方向性	方 施 策 性 の 向 策 性 の	取組項目	現行	更新・追記	新規	提出意見(編集済み)	対応	改正案
16	手話言語条例施策推進協議会	8	情報、啓発・差別の解消	(1)	情報の利用のしやすさ	①	・「尼崎市民べんり帳」など、市の広報物において、案内などにファックス番号が掲載されていないところがある。今後は、すべてのファックス番号を掲載する必要がある。	●		コールセンターにファックスを送付しても1、2日経過後に返事がくる場合がある。時間が掛かり過ぎているため、運用の見直しやメール対応など、改善してほしい。	意見を反映する	・「尼崎市民べんり帳」など、市の広報物において、案内などにファックス番号が掲載されていないところがある。今後は <u>全てに掲載するとともに、ファックスによる問い合わせ等に対して、適切に対応できているか検証していく必要がある。</u>
17	手話言語条例施策推進協議会	8	情報、啓発・差別の解消	(1)	情報の利用のしやすさ	②	・意思疎通支援者の派遣実績は順調に推移している。	●		意思疎通支援者が順調に推移しているが、人材確保に心配があるということであった。養成講座は夜間開催だと集まるが、昼間だと集まらない。定期的に開催すると受講者は集まるが、実際の登録人数は変化がない。それを考えると支援者の確保が喫緊の課題で強く打ち出した方がよい。	意見を反映する	・意思疎通支援者の派遣実績は順調に推移しており、 <u>また、養成講座の受講者数や修了者数についても、講座内容の充実や夜間の開催等によって増加傾向にある。しかしながら、登録支援者の人数は増えておらず、近年横ばいの状況が続いており、市の喫緊の課題となっている。今後は、講座修了者が登録に至らなかった理由等の把握・分析を進め、その対策を検討していくとともに、支援者の処遇向上や公共施設への配置など意思疎通支援の体制の充実について検討していく必要がある。</u>
18	手話言語条例施策推進協議会	8	情報、啓発・差別の解消	(1)	情報の利用のしやすさ	②		●		意思疎通支援事業の支援者を増やすためには、どうして登録に至らなかったかを分析し、理由を特定していかなければならない。	意見を反映する	
19	手話言語条例施策推進協議会	8	情報、啓発・差別の解消	(1)	情報の利用のしやすさ	②		●		手話通訳の派遣事業は、支援が昼間となるため、昼間の養成講座にできるだけ受講してもらうことが基本的な考え方である。そうしなければ、登録者は増えない。	意見を反映する	
20	手話言語条例施策推進協議会	8	情報、啓発・差別の解消	(1)	情報の利用のしやすさ	②		●		手話言語条例の制定により、手話通訳者の立場も重くなってくる。他市では資格の有無により、謝礼に差が生じる設定もあり、報酬の考え方の見直しを検討していきたい。	意見を反映する	
21	手話言語条例施策推進協議会	8	情報、啓発・差別の解消	(1)	情報の利用のしやすさ	②		●		身体障害者福祉センターの意思疎通支援の充実を図るため、手話通訳者を配置してほしい。	意見を反映する	

通番	提案者	基本施策				外部評価						
	会議名	番号	名称	方向性	方施策性の	取組項目	現行	更新・追記	新規	提出意見(編集済み)	対応	改正案
22	手話言語条例施策推進協議会	8	情報、啓発・差別の解消	(1)	情報の利用のしやすさ	②		●		外部評価で「手話話者の言語を保証していく。」とあるが、手話言語条例は、健聴者やろう者に関係なく利用できることがポイントであり、この表現は変更した方がよい。	意見を反映する	
23	手話言語条例施策推進協議会	8	情報、啓発・差別の解消	(1)	情報の利用のしやすさ	②		●		「今後は手話言語条例の制定により、」は、すでに条例を制定しているため、「手話言語条例の制定に伴い、」に変更した方がよい。また、「言語というはいわゆる音声言語しかなかった。」と思われていたが、「手話も言語である。」という意味で手話の言語権がこの条例で打ち出されているため、「手話話者の言語権を保障していく」は「手話が言語であるということ」を前提に手話を使うことへの環境を整える」というような意味合いになる。	意見を反映する	
24	手話言語条例施策推進協議会	8	情報、啓発・差別の解消	(1)	情報の利用のしやすさ	②		●		市民等向けの簡単な手話講習会では、昼間に開催した市民向け講座に参加した人が来年度の奉仕員養成講座を受講することになり、よい事例ができた。	意見を反映する	
25	手話言語条例施策推進協議会	8	情報、啓発・差別の解消	(1)	情報の利用のしやすさ	②		●		市民等向けの簡単な手話講習会については、全体的に申込者が少なかったことから、申し込みの仕方や運用について、協会内で協議し、どのように工夫したらよいか検討を行っていききたい。	意見を反映する	
26	手話言語条例施策推進協議会	8	情報、啓発・差別の解消	(1)	情報の利用のしやすさ	②		●		昨年度開催した講座では、課題もあったが、上記のようなよい事例も出てきており、現行の講座を充実されるため、内容をさらに改善して受講者を広げていく方法の検討を行っていききたい。	意見を反映する	
27	手話言語条例施策推進協議会	8	情報、啓発・差別の解消	(1)	情報の利用のしやすさ	②		●		市役所内で手話を普及するため、市民窓口のモニターに手話の映像を流すことや市の広報に手話を掲載などの方法が考えられる。	意見を反映する	
28	手話言語条例施策推進協議会	8	情報、啓発・差別の解消	(1)	情報の利用のしやすさ	②		●		「手話言語条例」の制定された市町では、手話の市民啓発のために、聴覚障害者が簡単な単語の表現等を行っている映像を市の広報で流しているが、尼崎市では採用しないのか。	意見を反映する	
29	手話言語条例施策推進協議会	8	情報、啓発・差別の解消	(1)	情報の利用のしやすさ	②		●		バスのラッピングや手話言語条例の横断幕など、広報の検討を行っていききたい。	意見を反映する	
30	手話言語条例施策推進協議会	8	情報、啓発・差別の解消	(1)	情報の利用のしやすさ	②		●		ケーブルテレビやインターネットでの放送、Youtube動画の作成など、広報の検討を行っていききたい。	意見を反映する	
31	手話言語条例施策推進協議会	8	情報、啓発・差別の解消	(1)	情報の利用のしやすさ	②		●		日本では、ヨーロッパと異なり、他国との交流が歴史的に少なかったため、「言語」というものに慣れない。「手話が言語」ということをどれだけたくさんの人たちに知ってもらうかは、聞こえない我々だけではなく、行政も市民に対してPRしていく必要がある。養成講座・講習会だけでなく、あまり興味がない人も「手話が言語」と知ることができる施策を考えていきたい。	意見を反映する	
32	手話言語条例施策推進協議会	8	情報、啓発・差別の解消	(1)	情報の利用のしやすさ	②		●		「トライやるウィーク」の手話通訳における受入や「ちびっこ手話教室(通年)」の開催など、将来に対する投資と考えると、子どもが手話に興味をもつことができる環境を整える必要がある。	意見を反映する	

・今後は、「手話言語条例」の制定により、手話話者の言語権を保障していくことが重要である。

・「手話言語条例」の制定により、「手話が言語である。」と示されたことを前提として、手話を使う環境を整えていくことが重要である。その取組の一環として実施した「市民等向けの手話講座」については、全体的に申込者が少なかったものの、参加者の中から「手話奉仕員養成講座」の受講に繋がるといういい事例も生まれている。今後は、開催内容の充実や運用方法の改善を図り、参加者を増やしていくとともに、更なる普及啓発に向けて、手話の動画や市の広報媒体等を活用した新たな取組を検討していく必要がある。

通番	会議名	基本施策				外部評価						
		番号	名称	方向性	方 策 性 の	取組項目	現行	更新・追記	新規	提出意見(編集済み)	対応	改正案
33	手話言語条例施策推進協議会	8	情報、啓発・差別の解消	(1)	情報の利用のしやすさ	②	また、それらを踏まえて、その他のコミュニケーションの多様性を保障していく条例の制定や施策の展開も視野に入れる必要がある。なお、知的障害や発達障害のある人等に対するコミュニケーションツールとして、絵カードやモバイル機器等を活用することも効果的である。	●		知的障害、発達障害のある方の評価の記載があるのであれば、視覚障害の方も並べていた方がよい。	意見を反映する	・手話言語条例の取組等も踏まえて、その他のコミュニケーションの多様性を保障していく条例の制定や施策の展開も視野に入れる必要がある。なお、障害のある人等に対するコミュニケーションツールとして、絵カードやモバイル機器等を活用することも効果的である
34	手話言語条例施策推進協議会	9	権利擁護、行政サービス等における配慮	(2)	行政サービス等における配慮	①	<p>・市役所の職員も手話に対する関心が出てきている。今後は、「手話言語条例」を制定して、「手話研修」の充実を図り、希望者のみならず、全職員を対象とした研修を実施する必要がある。</p>	●		「市役所の職員も手話に対する関心が出てきている。」は、手話に対する関心が出てきているから研修を実施するという意見に取られてしまうかもしれない。もちろん関心を持つことは大事だが、「関心ある」という表現であれば、個人的な趣味でやっていると受け止められる。「手話言語条例が定められ、手話は言語であると位置づけている。それを合理的配慮として提供していく職員は対応要領を十分理解し、実施する必要がある。」というような内容に変更したほうがよい。	意見を反映する	<p>・手話言語条例の制定により、「手話が言語である。」と示されたことから、合理的配慮の提供義務がある市役所の職員については、対応要領を十分理解することとあわせ、今後は「手話研修」の充実を図り、希望者のみならず、全職員を対象とした研修を実施する必要がある。また、職員の手話に対する学習意欲や意識を向上させるには、他市で実施されている手話検定費用の助成制度を導入していくことも効果的と考えられる。</p> <p>・パソコンやタブレット端末を活用した窓口での「遠隔手話通訳」を実施しているが、十分に活用されていない状況であるため、体験利用の機会をつくるなど当該サービスが来庁者に浸透するよう取り組む必要がある。また、市主催の講演会や市民参加イベント等における意思疎通支援者の配置にあたっては、予備的経費の確保だけでなく、配置基準など運用面についても、引き続き検討していく必要がある。</p>
35	手話言語条例施策推進協議会	9	権利擁護、行政サービス等における配慮	(2)	行政サービス等における配慮	①		●		他市では、職員に手話検定を受けるよう促すところがある。そのため、職員が受検する検定費用を市が負担することを検討してほしい。職員の手話を学ぶ意識が高まる。	意見を反映する	
36	手話言語条例施策推進協議会	9	権利擁護、行政サービス等における配慮	(2)	行政サービス等における配慮	①		●		市主催で市民が100人以上参加するイベントは手話通訳を配置してほしい。	意見を反映する	
37	手話言語条例施策推進協議会	9	権利擁護、行政サービス等における配慮	(2)	行政サービス等における配慮	①		●		タブレット端末等の活用については、市とろうあ協会が連携を図り、体験講座等を企画し、便利なツールであると理解してもらうことができれば、もう少し広がるのではないかと。	意見を反映する	
38	手話言語条例施策推進協議会	9	権利擁護、行政サービス等における配慮	(2)	行政サービス等における配慮	①		●		タブレット端末等の活用については、設置通訳者との会話は本庁しかないことが定着しており、南北保健福祉センターで活用できることが浸透していないからではないかと。	意見を反映する	
39	手話言語条例施策推進協議会	9	権利擁護、行政サービス等における配慮	(2)	行政サービス等における配慮	①		●		タブレット端末等の活用については、事例は少ないが、高齢者の方であっても一度利用して、便利であることが認識できれば、繰り返し利用している。まだ実績のないタブレットの画面は少し小さいため、判断できないが、現在のパソコン画面であれば、利用者は増えるのではないかと予想している。	意見を反映する	
40	手話言語条例施策推進協議会	9	権利擁護、行政サービス等における配慮	(2)	行政サービス等における配慮	①		●		遠隔の情報保障は、情報不足を補う方法のひとつであり、手話通訳者が不足していることを考えると、進めていく必要があり、体験講座や利用機会をつくり、利用者の抵抗感をなくしていくほしい。	意見を反映する	
41	手話言語条例施策推進協議会	9	権利擁護、行政サービス等における配慮	(2)	行政サービス等における配慮	①		●		タブレット端末等の活用の表現については、全日本ろうあ連盟で、厚生労働省と話し合った中で、「遠隔手話通訳」と整理しており、同様の表現の表記を検討してほしい。	意見を反映する	

●「評価・管理シート」における外部評価意見一覧表(障害福祉計画)

通番	提案者	基本施策			現行	更新・追記	新規	外部評価		
		会議名	番号	名称				事業等	サービス・事業名	提出意見(編集済み)
42	自立支援協議会	1	障害福祉サービス等	②	日中活動系サービス	—	●	就労継続支援A型については、他都市の状況からも利用が鈍化しているばかりか倒産等による廃止も起きている。まずは経営状況を透明化するために、WAMネット等への情報掲載を促し、必要ならば全国のご成功事例等を周知して事業の活性化を図ることが必要である。	既に盛り込み済み	【現行の外部評価意見】 「日中活動系サービスは、(中略) 支援の方法やニーズの高さを調査・分析し、すべてのサービスにおいて、提供体制の整備や質の向上に努めていく必要がある。特に就労継続支援A型については、運営状況等についても点検していくなど、適切なサービス提供の確保が行われているか検証する必要もある。」
43	自立支援協議会	1	障害福祉サービス等	③	居住系サービス	共同生活援助は、親の高齢化等によって自立生活の必要性が高まっていることにより、グループホームが整備されていることに伴って増加している。しかしながら、整備数はまだまだ不足していることが想定される。今後は、この増加傾向を維持できる整備支援策や入居者に対するサービスの質の担保、利用希望者への支援策(コーディネート)等について、検討していく必要がある。	●	自立に向けた支援は、障害者の様態によって違うので、障害種別やサービスの利用状況等から、それぞれに応じた取り組みが必要である。	意見を反映する	共同生活援助は、親の高齢化等によって自立生活の必要性が高まっていることにより、グループホームの整備が進んでいることに伴って利用が増加している。しかしながら、整備数はまだまだ不足していることが想定される。今後は、この増加傾向を維持できるよう、国や県にも働きかけながら、市営住宅の活用等も含めた一層の整備支援策や入居者に対するサービスの質の担保、利用ニーズや障害特性に応じた支援策(コーディネート)等について、検討していく必要がある。
44	専門分科会	1	障害福祉サービス等	③	居住系サービス	共同生活援助は、親の高齢化等によって自立生活の必要性が高まっていることにより、グループホームが整備されていることに伴って増加している。しかしながら、整備数はまだまだ不足していることが想定される。今後は、この増加傾向を維持できる整備支援策や入居者に対するサービスの質の担保、利用希望者への支援策(コーディネート)等について、検討していく必要がある。	●	市営住宅を活用したグループホームの整備に向けては、高齢化も進んでいることから、エレベーターの設置を検討する必要がある。	意見を反映する	共同生活援助は、親の高齢化等によって自立生活の必要性が高まっていることにより、グループホームの整備が進んでいることに伴って利用が増加している。しかしながら、整備数はまだまだ不足していることが想定される。今後は、この増加傾向を維持できるよう、国や県にも働きかけながら、市営住宅の活用等も含めた一層の整備支援策や入居者に対するサービスの質の担保、利用ニーズや障害特性に応じた支援策(コーディネート)等について、検討していく必要がある。
45	専門分科会	1	障害福祉サービス等	③	居住系サービス	共同生活援助は、親の高齢化等によって自立生活の必要性が高まっていることにより、グループホームが整備されていることに伴って増加している。しかしながら、整備数はまだまだ不足していることが想定される。今後は、この増加傾向を維持できる整備支援策や入居者に対するサービスの質の担保、利用希望者への支援策(コーディネート)等について、検討していく必要がある。	●	市営住宅を活用したグループホームの整備の検討にあたっては、国や県へ働きかけを行う必要がある。	意見を反映する	共同生活援助は、親の高齢化等によって自立生活の必要性が高まっていることにより、グループホームの整備が進んでいることに伴って利用が増加している。しかしながら、整備数はまだまだ不足していることが想定される。今後は、この増加傾向を維持できるよう、国や県にも働きかけながら、市営住宅の活用等も含めた一層の整備支援策や入居者に対するサービスの質の担保、利用ニーズや障害特性に応じた支援策(コーディネート)等について、検討していく必要がある。
46	自立支援協議会	2	障害児通所支援等	①	障害児通所支援	障害児通所支援は、放課後等デイサービスの事業所の急増により、大きく増加している。今後は、提供体制の整備など量的な確保に加えて、サービスの質の向上を図っていく取組も重要である。特に、放課後等デイサービスについては、保護者の中に支援内容等をよく把握しないまま預けてしまう事例も散見されるため、事業者やサービスの内容・客観的な評価等について周知を図っていく必要がある。	●	今後も適正な支援ニーズの把握とサービスの質の担保のための取組が重要である。また、今年度から障害児通所支援事業所の指定権限が委譲されるため、指導監査体制の整備に取り組んでいくことも重要である。	意見を反映する	障害児通所支援は、放課後等デイサービスの事業所の急増により、大きく増加している。今後は、提供体制の整備など量的な確保に加えて、指導監査体制も整備し、サービスの質の向上を図っていく取組も重要である。特に、放課後等デイサービスについては、保護者の中に支援内容等をよく把握しないまま預けてしまう事例も散見されるため、事業者やサービスの内容・客観的な評価等について周知を図っていく必要がある。
47	自立支援協議会	3	地域生活支援事業	②	相談支援事業	「保健福祉センター」の2所化に併せた総合相談窓口機能(基幹相談支援センター)の設置については、早期の対応が求められる。今後は、今まで以上に地域から相談しやすく、地域への訪問がしやすい体制整備が重要である。また、委託相談支援事業所は、相談件数が増加している。今後は、体制整備が必要不可欠ではあるが、ただ単に事業所数を増やすことだけでなく、相談員の養成など支援の質の向上にも取り組んでいく必要がある。	●	「保健福祉センター(基幹相談支援センター)」の開設(2所化)は、保健と福祉の連携や地域密着等を考慮した総合相談窓口機能の設置が目的だと思うが、北部と南部の区切りができて、実際に地域に根ざせた運用となっているのか。2所化となったことの評価も必要ではないか。	意見を反映する	「保健福祉センター」の2所化に併せて設置した「基幹相談支援センター」については、総合相談窓口としての機能や運用面について、評価・検証していく必要がある。また、委託相談支援事業所は、相談件数が増加している。今後は、体制整備が必要不可欠ではあるが、ただ単に事業所数を増やすことだけでなく、相談員の養成など支援の質の向上にも取り組んでいく必要がある。
48	自立支援協議会	3	地域生活支援事業	⑥	地域活動支援センター	—	●	具体的な方策が無い限り、小規模作業所の地域活動支援センターへの段階的な移行は難しいと思われる。	既に盛り込み済み	【現行の外部評価意見】 小規模作業所については、地域活動支援センター等への移行を進めてきたが、すべてを移行できていない状況である。今後は、移行ができていない実情等の把握に努めるとともに、本市におけるサービス提供基盤の整備状況やサービス供給量等も考慮した上で、必要性や今後の在り方について明示していく必要がある。

●「評価・管理シート」における外部評価意見一覧表(その他:障害者計画)

通番	提案者	基本施策					外部評価				
		会議名	番号	名称	方向性	方 施 策 的 性 取 組 項 目	現行	更新・追記	新規	提出意見(編集済み)	対応
49	専門分科会	1	保健・医療	(2)	精神保健に対する施策	③	—	●	今後の取組方向において、「教員や生徒・児童、保護者に対して、SOSの出し方に関する教育がスムーズに行えるよう、関係機関で連携を図り、実施体制について検討していく。」とあるが、「SOSの出し方に関する教育」とはどのような内容なのか。外部評価にもあるように、思春期は精神疾患を発症しやすい時期であるため、疾患に対する正しい理解が不可欠であり、また、援助希求能力・周囲の支える力がが必要です。これらの事を含んだ内容と考えてよいのか。	その他	「SOSの出し方に関する教育」とは、ご意見にあるとおり、子どもたちから援助を求めることができる力をつけていくことや、教員や保護者が特別な支援の必要な児童生徒への理解を深め、支援の在り方等を学んでいくため、各種講座や研修等の実施を考えている。
50	専門分科会	2	福祉サービス、相談支援	(1)	障害福祉サービス等	③	—	●	日常生活用具等の給付品目に「緊急警報付きラジオ」や「音声血圧計」が入り有り難しく思っている。なお、白杖や点字盤の給付については、「給付されても使い方が分からない」や「実際に自宅の周りでの歩行訓練が受けられない」、「アイライト協会等を紹介してもらい、その場で簡単な使用方法を習っても自宅の周辺を歩けない」といった声がある。	その他	視覚障害者の日常生活の質の向上につながる支援として、白杖の使用や点字盤の使用に係る訓練も手法の一つであると認識しているが、実施するにあたっては、歩行訓練士や委託先の確保など新たな財源が必要になる。まずは、市域でのニーズ把握や既に実施している先進市の取組の調査・分析し、必要性や本市での実施手法等について検討していく。
51	専門分科会	3	療育・教育	(2)	インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育	②	—	●	今後の取組方向において、「就学先の決定にあたっては、引き続き、本人や保護者と学校・市教育委員会が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図るなど、慎重に対応していく。」とあるが、それには、早期における教育相談に加え、就学決定後も子ども一人一人の発達の程度、適応の状況、学校の環境等を勘案しながら、必要に応じて柔軟に就学先を変更できることを関係者の共通理解とし、ライフステージに応じた支援を続けるような対応とする必要がある。	その他	ご意見にあるとおり、就学先決定後に必要が生じた場合は、柔軟に就学先の変更ができることを本人や保護者にお伝えするとともに、在籍校と新たな就学先校が連携を図りながら対応していくことが大切と考えている。
52	自立支援協議会	5	生活環境、移動・交通	(2)	移動環境	②	—	●	移動支援事業の見直しについては、現状、利用者数や時間数はあまり減っていないが、事業所が利用を断ったり、事業縮小をするといった話を聞くこともあるため、引き続き、ガイドライン検討部会において真剣に議論をしていきたい。	その他	ガイドライン検討部会については、引き続き、部会委員と協議し、適宜開催していくことで、移動支援事業の運用見直しによる影響や効果の検証、評価等を行っていく。
53	自立支援協議会	8	情報、啓発・差別の解消	(1)	情報の利用のしやすさ	①	—	●	障害福祉分野ではITやICTの分野の技術が生活や支援などに役立っていくと思われる。それらの活用を後押しする施策等の検討を今から進めていくことも必要である。	その他	
54	専門分科会	8	情報、啓発・差別の解消	(1)	情報の利用のしやすさ	①	—	●	今年の4月から兵庫県点字図書館でも「テキストデージーデータ(※)」の作成を始めてくれるようである。すでに日本点字図書館や日本ライトハウスでは実施しており、かなりの順番待ちになっている。私たちが本を買うとテキストデータのCD券が付いているものも出始めている。読書バリアフリー法が制定され、このような取組が広がると有り難い。  <u>〔※テキストデージーデータ：活字による読書が困難な方が、合成音声ソフトで読み上げたり大きく表示したりして利用する電子テキスト(文字列)のみを構造化したデージー(DAISY)データ〕</u>	その他	意思疎通支援の充実に向けては、各種支援事業(養成・派遣)や手話言語条例に基づく普及啓発事業の実施、タブレット端末等による遠隔サービスの導入等に取り組んでいる。今後は、障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に向けて検討を進めていくこととしており、ご意見にあるような技術やサービスの導入等も視野に入れながら、具体的な施策についても検討していく。
55	専門分科会	8	情報、啓発・差別の解消	(1)	情報の利用のしやすさ	②	—	●	代筆や代読も意思疎通支援事業の一環として検討してほしい。	その他	

●「評価・管理シート」における外部評価意見一覧表(その他:障害福祉計画)

通番	提案者		基本施策			外部評価					
	会議名	番号	名称	事業等	サービス・事業名	現行	更新・追記	新規	提出意見(編集済み)	対応	備考
56	専門分科会	1	障害福祉サービス等	②	日中活動系サービス	—			● 就労継続支援(A型)の計画値を、もう少し高く設定できないか。	その他	第5期計画として平成30年度から3年間の計画値を設定していることから、現時点で数値の変更は行わない。なお、就労継続支援A型の平成30年度の実績(見込み)を見ると、概ね計画値どおりで推移している。
57	自立支援協議会	3	地域生活支援事業	⑤	移動支援事業	—			● 平成30年度はガイドライン検討部会の開催が少なかったため、移動支援事業の運用について十分な評価できたとは言い難い。次年度以降にきちんと議論できるよう、開催時期や頻度、見直しを示してほしい。	その他	ガイドライン検討部会については、引き続き、部会委員と協議し、適宜開催していくことで、移動支援事業の運用見直しによる影響や効果の検証、評価等を行っていく。